

## 意見案第3号

### 私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的な職業人の育成に努め、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。

また、職業資格者を養成する教育機関として、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国や本道が行うキャリア教育の補完等はもとより、厚生労働省の行う離職者対策事業や文部科学省の行う地域産業の発展を支える人材育成のための体制構築等においても重要な役割を果たしている。

このような中、専門職業人材の養成を行う新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学制度の創設にかかる学校教育法の一部を改正する法律（以下、「改正学校教育法」という。）が本年5月に公布、平成31年4月から施行されることにより、国際競争力の激化と産業構造の急速な転換に対応した職業教育の実践が進められることとなり、人口減少が進む本道においても地域産業の担い手となる専門職業人材の養成は極めて重要となっている一方で、奨学金制度の充実など、全ての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備について、さらに取り組む必要がある。

よって、国においては、地域産業を担う専門的な職業人を育成するための教育がさらに重要性を増していることや、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないため、大学等と比較し、さまざまな格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 私立専修学校等における実践的な職業教育の質保証・向上を図り、多様な社会的要請に応えていくため、平成26年4月から開始された「職業実践専門課程」認定制度を着実に推進するとともに、改正学校教育法の附帯決議を踏まえ、専門職大学及び専門職短期大学に関する措置を確実に講ずること。
  - 2 意欲と能力のある専修学校の学生が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、経済的な困窮者を対象とした授業料減免措置の恒久的な支援策を講ずるとともに、専門職大学及び専門職短期大学における公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を図ること。
  - 3 少子化や深刻な経済・雇用情勢等に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、経営基盤安定のための新たな財政支援措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

各通

北海道議会議長 大谷亨